

消費税軽減税率導入に 備える実務対策セミナー



～『消費税率10%』と『軽減税率制度』から『インボイス制度』まで～

来年2019年10月の消費税率10%への引上げと同時に『軽減税率制度』が実施されます。『軽減税率制度』の対象となる品目は主に飲食料品となり、その消費税率は8%となります。

『軽減税率制度』の下では消費税率が2つになるため、事業者の皆さまにとっては、「適用される消費税率ごとに区分した消費税額の計算」や、「商品ごとの適用税率およびその合計額を記載した請求書等の発行」といった【経理処理等の事務作業の増加】だけでなく、【システムへの投資】などが、新たな負担として大きくなることになります。

また、インボイス制度も2023年10月から導入開始となり、消費税の免税事業者のままでは取引上不利になるなど全業種が影響を受けることになります。改正内容を知ることにより、今からでも少しずつ準備が必要です。

本セミナーでは、実務で必要な消費税の基本的な内容について説明と、改正消費税による実務への影響について解説いたします。

日 時 平成30年 **11月16日(金)** 14:00～16:00

会 場 桑名商工会議所 会議室 (桑名市桑栄町1番地1 サンファール南館2F)

受講料 無料…事業所に限る(経営者・経理担当者)

定 員 30名(先着順)

講 師 伊藤智哉税理士事務所 所長 伊藤智哉氏(税理士)

内 容 (1)消費税の基本

・消費税の仕組み

(2)『軽減税率制度』と『インボイス制度』

・『軽減税率制度』とは?(対象品目・請求書の作成方法・経理処理等)

・『インボイス制度』とは?(請求書の作成方法・経理処理等)

・消費税率引上げに伴う経過措置

(3)消費税法改正による企業の実務への影響

・『軽減税率制度(2019年10月～)』と『インボイス制度(2023年10月～)』を迎えるにあたり、事業者が今から準備しておくこと

主 催 桑名商工会議所 中小企業相談所
TEL(0594)22-5155 FAX(0594)21-5156

講師紹介



伊藤智哉税理士事務所
所長・税理士

ともや
伊藤 智哉 氏

桑名市在住。青山学院大学経営学部卒業後、一般企業・税理士法人等の勤務を経て開業、現在に至る。特に消費税を得意としている。

.....(切り取らずにそのままFAXで送信してください。).....

11/16(金)よくわかる!「消費税軽減税率導入に備える実務対策セミナー」申込書

桑名商工会議所行き FAX(0594)21-5156

申込日/平成30年 月 日

事業所名				○印→ 会員・非会員
所在地	TEL		-	-
	FAX		-	-
業種	○印→ 製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業()その他()			
受講者名①	役職名もしくは 職 種	受講者名②	役職名もしくは 職 種	
	ふりがな		ふりがな	

ご記入いただいた情報は、当所の事業の実施に関する各種連絡・情報提供のために利用いたします。